

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第4四半期分

整理番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	令和8年度 西淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	富士電機（株）	5,302,000	令和8年3月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
2	令和8年度 八尾工場電子計算機保守業務委託	情報処理	富士電機（株）	5,302,000	令和8年3月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
3	令和8年度 平野工場電子計算機保守業務委託	情報処理	横河ソリューションサービス（株）	6,182,000	令和8年3月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
4	令和8年度 八尾工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守点検	日本エレベーター製造（株）	2,503,600	令和8年3月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
5	令和8年度 平野工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守点検	日本エレベーター製造（株）	4,787,200	令和8年3月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
6	令和8年度 東淀工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守点検	日本エレベーター製造（株）	3,918,200	令和8年3月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
7	令和8年度 大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用業務委託	情報処理	（株）オプテージ	49,662,412	令和8年3月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
8	令和8年度 庁舎清掃業務委託	建物等清掃	近鉄ファシリティーズ（株）	1,045,583	令和8年3月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
9	令和8年度 西淀工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ（株）	1,623,600	令和8年3月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
10	令和8年度 舞洲工場エレベータ保守業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ（株）	4,313,760	令和8年3月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
11	令和8年度 大阪広域環境施設組合電子入札システムサービス利用業務委託	情報処理	（株）日立システムズ	1,887,600	令和8年3月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G 4
12	令和8年度 財務会計システム及び人事給与システムサービス利用業務委託	情報処理	日本電気（株）	37,577,496	令和8年3月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第4四半期分

整理番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
13	令和8年度自己搬入受付システムサービス利用業務委託	情報処理	富士テレコム（株）	5,823,400	令和8年3月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4
14	令和8年度施設見学予約受付システムサービス利用業務委託	情報処理	富士テレコム（株）	4,147,000	令和8年3月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4
15	令和8年度焼却工場自動計量システムサービス利用業務委託	情報処理	富士通ネットワークソリューションズ(株)	31,900,440	令和8年3月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4
16	令和8年度 舞洲工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株) 日立ハイテクソリューションズ	6,820,000	令和8年3月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3
17	令和8年度 東淀工場電子計算機保守業務委託	情報処理	(株) 日立ハイテクソリューションズ	5,720,000	令和8年3月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 西淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、西淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システムの予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機システムは、富士電機株式会社の独自の技術により設計・製作されたものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、本システムを設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

したがって、本保守業務委託を実施することができるのは、富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度八尾工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、八尾工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機の予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機システムは、富士電機株式会社の独自の技術により設計・製作されたものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に知悉した上で行わなければならない、本システムを設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

従って、保守業務委託を実施することができるのは、富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 平野工場電子計算機保守業務委託

2 契約相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全と故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機は、横河電機株式会社の独自の技術により設計・製作されており、部品についても独自の技術で製作されたものである。保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。

したがって、本保守業務を実施することができるのは、横河電機株式会社より販売・サービスを承継している横河ソリューションサービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和8年度八尾工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合八尾工場

電話番号 072-923-4226

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 平野工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。

当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、製造業者によって構造・材料及び部品が異なるため、製造業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 東淀工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託を履行することができる業者は、当該設備を納入し、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステムは、施設組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、Eメールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ（株式会社ケイ・オプティコム 当時）により平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで情報ネットワークシステム機器のサービス提供及び保守管理を行ってきた。

また、この間、ネットワークシステムの安定稼働及びセキュリティレベルの最新化のため、耐用年数を迎えたものから順次再構築及びバージョンアップ作業を同事業者に行わせている。

以上のことから、同事業者は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続してシステム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同事業者の技術・知識が必要不可欠であることから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庁舎清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ファシリティーズ株式会社

3 随意契約理由

あべのルシアス（11階・12階）を大阪広域環境施設組合庁舎として使用するにあたり、同ビルを賃借する際の条件の1つとして、貸室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっている。

以上の理由から、株式会社きんえいの指定業者である近鉄ファシリティーズ株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務部総務課（電話 06-6630-3183）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和8年度 西淀工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけられている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 舞洲工場エレベータ保守業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ株式会社である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和8年度 大阪広域環境施設組合電子入札システムサービス利用業務委託

2. 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3. 随意契約理由

本組合における電子入札については、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムを基に、株式会社日立システムズがカスタマイズしたクラウドサービスによる電子入札システムを導入し、インターネットを介して入札情報の入手や入札書の提出等を行い、入札の透明性や公平性の確保を図ることを目的に、同事業者が平成28年度以降これまで同システムのサービス提供を行ってきた。

引き続き事業を実施するにおいて、同事業者以外に実施させた場合、新たにシステムのカスタマイズ等を行うことにより、導入費や業務量等、総合的なコストの増大やシステムの安定した稼働の検証が必要となる。

一方で、現に履行中の同事業者に引き続き実施させた場合、安定的かつ円滑な稼働環境を確保でき、また経費の節減も図れることから、本組合にとって有利と認められるため、株式会社日立システムズと随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 経理課
(電話番号 06-6630-3349)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 財務会計システム及び人事給与システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が特別地方公共団体として事業を実施するにあたり、財務会計業務については予算編成から執行、決算等の業務を行う財務会計システムが必要不可欠であり、人事給与業務については、本組合の給与規定や昇給規定等を反映し、正しく給与等の計算や支払を行うほか、日々の出勤管理や休暇管理等を正確かつ円滑に行うために人事給与システムが必要不可欠である。

現在利用している本組合の財務会計システム及び人事給与システムは、日本電気株式会社により平成25年9月から平成26年9月にかけて構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまで同システムのサービス提供を行ってきた。

システムの途切れることのない安定稼働と、それに伴う保守業務実施にあたっては、既存システムのハードウェア、ソフトウェア及び情報通信環境等を十分把握した上で行う必要がある。

以上のことから、諸条件を満たし業務を遂行できる業者は財務会計システム及び人事給与システムを構築した同事業者のみであるため、日本電気株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 総務部 総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 自己搬入受付システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

自己搬入受付システム（以下「システム」という。）は、大阪市民が自ら焼却工場にごみの持込をする際の受付業務の一部をシステム化することにより、業務の負担軽減を図るほか、職員や業務分担を効果的及び効率的に配置し、人材の有効活用を図ることを目的とし、富士テレコム株式会社により令和元年度に構築され、令和2年10月より運用を開始し、以降これまで本システムのサービス利用および保守管理を行ってきた。本システムのサービス利用に係る契約期間は令和7年度末に満了となるが、今後も自己搬入予約受付業務を行っていくためには、本システムの利用が必要不可欠である。

富士テレコム株式会社は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続して本システム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課
(電話番号 06-6630-3360)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 施設見学予約受付システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

施設見学予約受付システム（以下「システム」という。）は、舞洲工場の見学予約受付業務に本システムを導入することにより、職員の受付業務の負担軽減を行うほか、見学希望者の利便性の向上を図ることを目的として、富士テレコム株式会社により平成30年度に構築され、令和元年7月より運用を開始し、以降これまで本システムのサービス利用および保守管理を行ってきた。

今後も見学予約受付業務を行っていくためには、本システムの利用が必要不可欠である。

富士テレコム株式会社は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、継続して本システム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同社の技術・知識が必要不可欠である。以上のことから、同社との特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課
(電話番号 06-6630-3360)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 焼却工場自動計量システムサービス利用業務委託

2 契約の相手方

富士通ネットワークソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

自動計量システム（以下「システム」という。）は、搬入受付業務等の計量業務の自動化を図り、人的資源を有効に活用することにより、事業を効率的かつ効果的に進めることを目的として平成 30 年度に導入され、令和元年度より運用が開始された。

本システムは焼却工場等の各拠点間をオンライン化することにより、搬入出量の把握や搬入出状況等の情報を一元管理しており、本組合の事業に不可欠となっているため、計量業務の自動化を今後も維持していくことが必要である。

本システムは、富士通 J a p a n 株式会社において設計・構築されたものである。本業務委託については本システムの特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本システムを設計・構築した会社以外では技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは富士通 J a p a n 株式会社のみであるが、富士通グループの再編により、本システムサポート事業を富士通ネットワークソリューションズ株式会社に移管したことから、本業務委託を履行可能な会社は、富士通ネットワークソリューションズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課
(電話番号 06-6630-3360)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 舞洲工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

(株) 日立ハイテクソリューションズ 関西支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は、舞洲工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全及び故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。舞洲工場の電子計算機は(株)日立ハイテクソリューションズが当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を熟知している必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計・製作した(株)日立ハイテクソリューションズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 東淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ハイテクソリューションズ

3 随意契約理由

本保守業務委託は、東淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機の予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

当工場の電子計算機は株式会社日立ハイテクソリューションズの独自の技術により設計・製作されたものであり、部品についても独自の技術で製作されたものである。

本保守業務委託を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を熟知している必要があり、当工場の電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。また、運転制御装置の中枢部であることから、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。これらの条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社日立ハイテクソリューションズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)